最新鋭艦がなぜ

清徳丸 見えたはず

軍事評論家 田岡俊次氏

詳細はまだ明らかでないが、この衝突事故の主な原因は、護衛艦「あたご」側の見張りが良くなかったことである可能性が高い。あたごの水上見張りレーダーのアンテナは海面から約33㍍に付いており、小型漁船でも約30㌔の距離で映る。波高も50㌢だったから、スコープには光の点のほか、針路を示す線も出すことができる。

清徳丸は勝浦から新島沖に向かい、あたごは横須賀へ入ろうとしていたから、一般的には清徳丸は左舷の赤灯をあたごに見せる形となっていたのではないか。海上衝突予防法では相手の左舷を見る側に回避の義務がある。視程は20㌔だったから、見張りをしていれば肉眼で十分に発見できたろう。

房総半島南方と伊豆大島東方の海面は東京湾に出入りする船が多く、未明にそこに差し掛かればもっとも緊張して見張るべきで、艦長、当直士官、見張り員らは何をしていたのか、ふしぎなほどだ。

（寄稿）

見張り・回避・救助 適切か

イージス艦「あたご」と漁船はなぜ衝突したのか。

海運業界に詳しい日本財団の山田吉彦広報チームリーダーは、①航行の多い海域での見張り②発見後の回避③「あたご」の救助――の3点が適切だったかどうかがポイントだと指摘する。

「あたご」は通常の航行中で、漁船も三宅島付近で餌を釣って八丈島付近で操業する予定で、航行中だったとみられる。また、当時の天候も気象庁によると、現場海域は霧などはなく波も穏やかだった。防衛省の話でもくもりで視界は良好だったという。

海難審判の海事補佐人で、海難事故の原因究明に詳しい松井孝之弁護士は「航行方向を考えると双方は横切り関係にあり、海自艦が漁船を右にみる関係だった可能性が高いのではないか。海自艦が漁船を避けなければならないのにこの大きな義務を怠っていた可能性も考えられる」と話した。

防衛省海上幕僚監部によると、護衛艦が航行する際は通常、昼夜を問わず、艦橋で当直士官などが前方を目視し、さらに艦橋の左右に計2人の見張り員が立ち、周囲を確認。レーダーによる警戒も行う。海幕は、実際に見張り態勢がどのような状態にあったか調査する方針だ。

軍事ジャーナリストの神浦元彰さんは「漁船には航海灯がついているはずで、海自艦の見張りが目視でそれを見つけて警笛を鳴らすべきなのに、それを見落としたのだろう。海自艦は、数人が数時間交代で見張りをしているはずで、見張りに怠慢があったのではないか」と指摘。漁船についても「海自艦を発見すれば回避はすぐにできるはず。漁船も見張りがきちんとできていなかったのではないか」と話す。

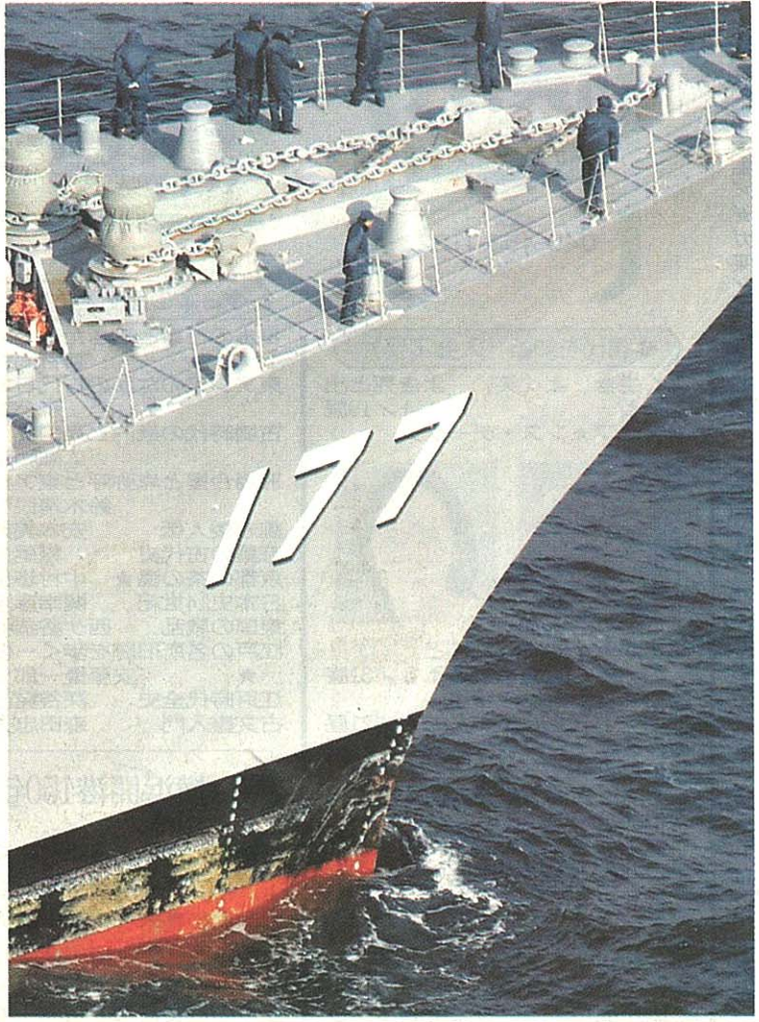

漁船清徳丸と衝突した海上自衛隊のイージス護衛艦「あたご」の船首部分。海面から上に傷状のものが見える＝19日午前8時45分、千葉県・野島崎沖南南西約40㌔で、本社ヘリから、堀英治撮影

民間船と衝突 過去にも度々

海上自衛隊の艦船と民間船の衝突事故は、過去にも度々起きている。

多数の犠牲者が出たのは、88年7月に神奈川県横須賀沖で起きた潜水艦「なだしお」と大型釣り船・第1富士丸の衝突事故。92年12月、横浜地裁は「なだしお」の元艦長が大幅に右転するといった衝突を回避する義務を怠り、「前進強速」の指令を出して航行を続けたとし、「なだしお」側の過失が事故の1次的原因とした。また、第1富士丸の元船長についても回避措置を怠って直進したなどと過失を認定。「なだしお」の元艦長に禁固2年6カ月執行猶予4年、釣り船の元船長に禁固1年6カ月執行猶予4年を言い渡した。この事故では、「なだしお」の救助活動の遅れや事故後に発覚した航泊日誌、海図の改ざんなども問題になった。

06年11月には練習潜水艦「あさしお」とパナマ船籍のタンカーが宮崎県日南市沖で衝突した。門司地方海難審判庁は07年8月、「潜水艦がタンカーの動静を十分監視せず、浮上を中止しなかった」として、当時の「あさしお」艦長の責任を認定。「艦内の情報伝達が不十分だった」「事故後に海上保安庁や相手船と速やかに通信ができなかった」などと問題点を指摘した。

海上自衛隊の艦船による主な衝突事故

88年7月　神奈川県横須賀港沖で潜水艦「なだしお」と大型釣り船第1富士丸が衝突、釣り客ら30人が死亡。

92年6月　青森県八戸市沖で護衛艦「いそゆき」と貨物船正進丸が衝突。けが人なし。

97年11月　京都府伊根町沖の若狭湾で掃海艇「えたじま」と漁船長光丸が衝突。けが人なし。

99年2月　山口県宇部市沖で掃海艇「もろしま」と貨物船第1長栄丸が衝突。けが人なし。

04年1月　広島県呉市の呉基地で、沖合に停泊していた大型輸送艦「くにさき」から基地に向かって航行中の作業艇が防波堤に衝突、乗組員13人全員が近くの病院に運ばれ、うち4人が重傷。

04年3月　広島県倉橋島沖で海自の交通船が浅瀬の岩場に衝突、沈没。けが人なし。

06年11月　宮崎県沖で練習潜水艦「あさしお」がパナマ船籍のタンカー「スプリングオースター」と衝突。けが人なし。

キーワード

船舶の見張りと回避義務　海上衝突予防法は、航行する船舶に常時適切な見張りをすることを義務づけており、乗組員は目視に加え、レーダーを使っても総合的に監視する。さらに衝突の恐れがある場合は①正面から来る船同士は右に回避②前方を船が横切る針路の場合は、相手を右舷側に見る船（相手の左舷側を見る船）が回避しなければならないと規定。これが大原則となっている。